令和８年度

第2回コミュニティ・スクール（地域運営協議会制度）資料



南城市立馬天小学校

令和８年１０月６日（火）

学校訪問資料

目　次

（１）日程及び会順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）７～９月までの学校、自治会の取組と今後の予定・・・・２

（３）令和８年度　問題行動・不登校調査（１学期集計分）・・３

（４）南城市学校運営状況評価表・・・・・・・・・・・・・・・４

（５）南城市学校運営協議会運営要項・・・・・・・・・・・・・５

（６）南城市学校運営協議会規則・・・・・・・・・・・・・・・６



令和８年度

第２回学校運営業議会

と　き	令和８年　１０月６日（火）　１０：４０～１２：２０
ところ	馬天小学校会議室　等
参加者	学校運営協議会委員、校長、教頭、教務主任 教育委員会（地域コーディネーター等）

司会：教頭
記録：教務主任

【進行】

１ はじめのことば・・・・・・・・・・・・・・・司会

２ 日程説明　　・・・・・・・・・・・・・・・司会

３ 授業参観（１０：４０～１１：２５）

４ 説明・話合い（１１：３５～１２：２０）

（１）　校長あいさつ
（２）　各自治会での７～９月までの取組と今後の予定
（３）　南城市学校運営状況評価表について
（４）　話合い・情報交換

５ お礼のことば・・・・・・・・・・・・・・・司会

※今回、ランチミーティングはおこないません

※ 次回開催日：令和９年２月１０日（水）

ゆるやかな連携

【各学年の取組】

1 年：近隣の保育園・こども園と連携してスタートラインカリキュラムの実施（保幼小連携）授業参観・合同研修等
交通安全教室（馬天自動車学校)、虫取り（津波古児童公園・パンダ公園）
佐敷干潟事前学習会・観察会　講師：しあわせまねきの会　山内昌

2 年：虫取り（津波古児童公園・パンダ公園）

3 年：校区探検・小谷まーり、市内探検、かねひでスーパー見学

4 年：琴体験、佐敷干潟事前学習会・観察会　講師：しあわせまねきの会　山内昌
棒術教室（津波古棒術保存会）　瓦職人講話：名幸 歩
地域の防災について：宮城雄一

5 年：浮いて待て・着衣水泳（島尻消防）

6 年：夏休み補充学習（地域ボランテイア）

【行事等】

遠足：1 年、４年、５年：大里城趾公園
2 年・3 年：馬天児童公園（くじら公園）
６年：平和学習（南風原文化センター）

性教育講演会：全学年・保護者

非行防止教室：全学年

【PTA】

性教育講演会（相談会）、

※今後の予定：１０月 PAT 作業 2 回目、１２月馬天文学賞、1 月教育講演会、2 月 PTA 作業 3 回目、各学年 PTA 親子レク

【各自治会取組】

○津波古

○新開

○新開団地

○新開第 2 団地

○小谷

令和8年4月末現在　馬天小中学校

記載者【　宮城　大二郎　】　　【様式1】

月	在籍数	1	2		3	4	5		6	7							8	9
		暴力					いじめ			30日以上の欠席								
		対教師	生徒間	生徒間暴力のうち警察に相談・通報した件数 ※注	対人	器物損壊	いじめ	いじめ認知率	いじめが解消しているもの	病気	経済	その他	不登校	内訳 継続	内訳 新規	不登校率	10日～30日未満の欠席	登校復帰数
4	345	0	0	0	0	0	3	0.9%	0	0	0	0	1	1	0	0.3%	0	0
5	345	0	0	0	0	0	4	1.2%	0	0	0	5	1	1	0	0.3%	4	0
6	345	0	0	0	0	0	8	2.3%	0	0	0	5	1	1	0	0.3%	8	0
7	345	0	0	0	0	0	11	3.2%	0	0	0	5	1	1	0	0.3%	14	0
8	345							0.0%					0			0.0%		
9	345							0.0%					0			0.0%		
10	345							0.0%					0			0.0%		
11	345							0.0%					0			0.0%		
12	345							0.0%					0			0.0%		
1	345							0.0%					0			0.0%		
2	345							0.0%					0			0.0%		
3	345							0.0%					0			0.0%		

※注：２暴力の生徒間のうち、警察に相談・通報した件数は、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。
発生件数１件に対して複数回警察に相談。通報した場合についても１件と計上する。
なお、学校関与の下、被害を受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

南城市学校運営協議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の５の規定により設置される学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、南城市学校運営協議会規則（令和３年南城市教育委員会規則第〇号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置の申請等）

第２条　協議会を置こうとする学校（以下「対象学校」という。）の校長は、南城市学校運営協議会設置申請書（第１号様式）を教育委員会に提出するものとする。この場合、２以上の対象学校について一の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

２　教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、当該提出の日から 30 日以内に南城市学校運営協議会設置通知書（第２号様式）により当該校長に通知するものとする。

（委員の任命）

第３条　規則第８条第１項の規定による推薦は、南城市学校運営協議会委員推薦書（第３号様式）により行うものとする。

（報酬）

第４条　委員の報酬は、年額 12,000 円とする。

２　規則第９条の規定により解任した委員の報酬及び規則第 10 条第３項の規定による補欠の委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、１円未満の端数がるときは、これを切り捨てる。

（児童又は生徒の意見）

第５条　協議会は、必要があると認めるときは、当該対象学校の校長の同意を得て、当該対象学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

（学校運営状況評価）

第６条　協議会は、当該対象学校の運営状況について、南城市学校運営状況評価表（別表）に基づき毎年度１回以上評価を行うものとする。

（会議録）

第７条　協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に定める場合は、この限りでない。

（意見の申出）

第８条　協議会は、教育委員会に対し法第 47 条の５第６項に規定する意見の申出を行うときは、南城市学校運営協議会意見申出書（第４号様式）により行うものとする。

（委員の解任）

第９条　教育委員会は、委員本人から南城市学校運営協議会委員辞任届（第５号様式）が提出されたとき又は規則第９条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

２　教育委員会は、委員の解任を行ったときは、南城市学校運営協議会委員解任通知書（第６号様式）により当該協議会の会長に通知するものとする。

（補則）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

○南城市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき南城市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条　協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

(1)　当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校及び地域の風土が醸成されること。

(2)　学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。

(3)　地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条　南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条各号に掲げる事項を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2　教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、対象学校(法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。)の校長に対してその旨を通知する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条　対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

(1)　教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2)　教育課程の編成に関すること。

(3)　組織編成に関すること。

(4)　学校予算の編成及び執行に関すること。

(5)　その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2　対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3　前2項の規定にかかわらず、対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合においては、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、当該対象学校の校長が作成した基本的な方針について協議会の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条　協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2　協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3　協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条　協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条　協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2　協議会は、次に掲げる目的のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(1)　対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2)　対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条　協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1)　対象学校の所在する地域の住民

(2)　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3)　社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4)　対象学校の校長

(5)　対象学校の教職員

(6)　学識経験者

(7)　関係行政機関の職員

(8)　前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2　委員の定数は、各対象学校につき８人以内（２以上の学校について一の協議会を置く場合にあっては１５人以内）とし教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

3　委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の義務)

第9条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2)　委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3)　その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

（任期）
第 10 条　委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。
2　委員は、再任されることができる。
3　委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員の解任）
第 11 条　教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。
(1)　第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
(2)　心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
(3)　その他解任することを相当とする事由があるとき。
2　教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認めたことにより委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。
（会長、副会長及び専門員）
第 12 条　協議会に、会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
3　会長は、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 13 条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
2　協議会は、年２回以上開催しなければいけない。
3　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決するものとする。
5　協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。
（協議会の庶務）
第 14 条　協議会の庶務は、対象学校において処理する。
（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）
第 15 条　教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
2　教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
3　対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、協議会に対する情報の提供及び説明に努めるものとする。

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。